

統合幕僚学校図書委員会規則を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校図書委員会規則

改正 平成24年7月24日統合幕僚学校達第11号
平成28年8月1日統合幕僚学校達第3号

(設置)

第1条 統合幕僚学校に図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議することを目的とする。

- (1) 図書（書籍及び逐次刊行物、ただし、各課等が個別に購入するものを除く。）の選定に関する事。
- (2) 不用の図書として処理すべきものの選定に関する事。
- (3) 前各号のほか、特に必要と認められる事項に関する事。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員4名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画室 計画係
- (2) 総務課 総務班長
- (3) 教育課 教務班長
- (4) 国際平和協力センター 総務グループ長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、総務班長をもって充てる。

3 委員長は、会務を統括する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員会は、原則として各四半期に一回開催するものとする。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課総務班庶務係が行う。

(学校地区図書運営委員会への委員の差し出し)

第7条 目黒地区の学校地区における図書館業務に関する現地協定に基づいて差し出す委員は総務課総務班庶務係とする。

第8条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月 1日から施行する。